

市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針

制 定 平成 28 年 3 月 10 日医医第 482 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日医医第 1897 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 市街化調整区域における医療施設の立地に関する取扱指針（以下「指針」という。）は、市街化調整区域において例外的に認めることができる医療施設の立地について、医療政策上の他に都市計画及びみどり政策等の横浜市が実施する施策の観点から支障がなく、整合がとれていることを確認し、医療体制の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この指針における医療施設とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（以下「医療施設」という。）とする。

（要件）

第 3 条 医療政策上必要な医療施設の要件等は、別表 1 により運用する。

（申出）

第 4 条 市街化調整区域における医療施設の立地に関する申出は、市街化調整区域における医療施設の立地に関する申出書（第 1 号様式）により行うものとする。

（会議）

第 5 条 医療政策上の他に都市計画及びみどり政策等の横浜市の他の施策との整合がとれていることを確認するため、市街化調整区域における医療施設の立地に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、前条の申出内容と別表 2 の施策との整合を確認するものとする。

3 連絡会議の構成は、別表 3 のとおりとする。

（方法）

第 6 条 前条第 2 項において確認ができたものについては、横浜市開発審査会提案基準第 33 号「医療施設の建築行為等の特例措置」の 1 「(適用対象)」の「横浜市の医療施策等の観点から、当該申請地への立地が必要と認められるもの」として、横浜市土地利用総合調整会議での協議対象とする。

（庶務）

第 7 条 連絡会議の庶務は、医療局地域医療部において処理する。

附 則

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

1 医療政策上必要な医療施設の要件は、次の表の○印のいずれかに該当するもの

		移 転 (※1)	敷地増 (※2)
① 病床整備事前協議による新たな病床配分を受けた場合		○	○
② 病床整備事前協議による病床配分を受けていない場合			
建て 替え	ア 既存施設の老朽化・狭あい化等により建て替えを行う場合で、 現行の施設基準を適用すると、現在より病床数が減床する等、現 在地では現行の診療水準を維持しつつ、建て替え工事を行うこと が困難なもの	○	○
建て 替え ・ 増 築	イ 本市が必要とする医療を提供するために施設改修を行うもの	/	○
	ウ 地域の医療ニーズに対応するため、外来等患者数の増加等に伴 う施設改修（建て替え又は増築と併せて行う駐車場の増設を含 む。）を行うもの	/	○
<p>【対象となる施設の要件】</p> <p>※1 医療施設（病院）が移転する場合 市内で開設する既存施設の移転に伴う建て替えによる新築で、移転先の敷地面積が 3,000 m²以上となるもの。</p> <p>※2 医療施設（病院）の敷地面積が増加（敷地増）する場合 市内の市街化調整区域で既存施設が開設しており、現存する施設の敷地面積の全てを含むもの。</p>			

2 建設用地について

医療施設の整備は、市街化区域で行うことを基本とするが、市街化調整区域で特例的に認める場合は、地域医療の提供体制に配慮し、次の(1)～(4)の事項を満たすこと。

(1) 医療施設の移転（市内で開設する既存施設）の場合の建設予定地は、鉄道駅から1 km圏内に位置していること。ただし、入院患者に必要とされる療養環境と認められる場合は、この限りではない。

(2) 建設予定地内の既存の緑地は、最大限保存すること。

(3) 次の区域は、原則として建設予定地内には含まないこと。

なお、都市計画法第34条第14号に基づく横浜市開発審査会提案基準第33号「医療施設の建築行為等の特例措置」に規定される基準については、当該基準によること。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林

ウ 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区

エ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区

オ 「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域

カ その他横浜市の土地利用計画及び都市施設整備計画等から支障のある区域
 キ 不動産登記法第2条第18号に規定する地目が過去10年間山林、田、畑（以下「山林等」という。）の地目である土地（過去10年間に山林等から山林等以外の地目へ登記の変更又は訂正が行われた土地を含む。）かつ地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が過去10年間山林等の地目である土地

(4) その他

ア 建設予定地が、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）」の適用区域の場合は、当該条例の規定を遵守すること。

別表2

担当部局	施策
環境創造局	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 横浜市水と緑の基本計画 横浜みどりアップ計画
建築局	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市開発事業の調整等に関する条例
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市地域まちづくり推進条例 横浜市都市計画マスタープラン
医療局	<ul style="list-style-type: none"> よこはま保健医療プラン

別表3

<ul style="list-style-type: none"> 政策局政策課担当課長 環境創造局政策課長 環境創造局政策課みどり政策調整担当課長 環境創造局みどりアップ推進課担当課長 環境創造局農政推進課長 建築局企画課長 建築局宅地審査課宅地企画担当課長 建築局調整区域課長 都市整備局企画課長 都市整備局地域まちづくり課担当課長 関係区区政推進課長 医療局地域医療課長 その他、医療局長が必要と認めた者
